

令和元年度

山形県健全化判断比率審査意見書
山形県資金不足比率審査意見書

山形県監査委員

監委第69号
令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子 殿

山形県監査委員 小 野 幸 作

山形県監査委員 木 村 忠 三

山形県監査委員 武 田 一 夫

山形県監査委員 海 老 名 信 乃

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年7月28日付けで審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

目 次

令和元年度山形県健全化判断比率審査意見書	1
令和元年度山形県電気事業会計資金不足比率審査意見書	2
令和元年度山形県工業用水道事業会計資金不足比率審査意見書	3
令和元年度山形県公営企業資産運用事業会計資金不足比率審査意見書	4
令和元年度山形県水道用水供給事業会計資金不足比率審査意見書	5
令和元年度山形県病院事業会計資金不足比率審査意見書	6
令和元年度山形県土地取得事業特別会計資金不足比率審査意見書	7
令和元年度山形県流域下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書	8
令和元年度山形県港湾整備事業特別会計資金不足比率審査意見書	9
参考（算定対象会計等）	10

令和元年度山形県健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

令和元年度健全化判断比率の審査にあたっては、審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	対前年度増減	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75%
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%
実質公債費比率	11.9%	12.1%	△0.2	25%
将来負担比率	246.0%	236.8%	9.2	400%

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和元年度の実質収支は黒字となっており、実質赤字は生じていない。

イ 連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字は生じていない。

ウ 実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は11.9%で、早期健全化基準を下回っており、平成30年度より0.2ポイント低くなっている。

エ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は246.0%で、早期健全化基準を下回っており、平成30年度より9.2ポイント高くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

令和元年度山形県電気事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

令和元年度資金不足比率の審査にあたっては、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

令和元年度山形県電気事業会計について、資金不足は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

令和元年度山形県工業用水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

令和元年度資金不足比率の審査にあたっては、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

令和元年度山形県工業用水道事業会計について、資金不足は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

令和元年度山形県公営企業資産運用事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

令和元年度資金不足比率の審査にあたっては、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

令和元年度山形県公営企業資産運用事業会計について、資金不足は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

令和元年度山形県水道用水供給事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

令和元年度資金不足比率の審査にあたっては、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

令和元年度山形県水道用水供給事業会計について、資金不足は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

令和元年度山形県病院事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

令和元年度資金不足比率の審査にあたっては、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	14.5%	14.6%	20%

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

令和元年度山形県病院事業会計について、一時借入金の増加などにより流動負債が増加したことで、資金の不足額が前年度の46億8,718万円から48億8,291万円に増加したものの、一般会計からの繰入金の増加などにより事業の規模が拡大したことで、資金不足比率は14.5%となった。

(3) 是正改善を要する事項

資金不足比率は前年度に比べ0.1ポイント改善しているものの、依然として資金不足の状態となっており、引き続き資金不足等解消計画に基づき、経営健全化に取り組まれない。

令和元年度山形県土地取得事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

令和元年度資金不足比率の審査にあたっては、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

令和元年度山形県土地取得事業特別会計について、資金不足は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

令和元年度山形県流域下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

令和元年度資金不足比率の審査にあたっては、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

令和元年度山形県流域下水道事業特別会計について、資金不足は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

令和元年度山形県港湾整備事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

令和元年度資金不足比率の審査にあたっては、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

令和元年度山形県港湾整備事業特別会計について、資金不足は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はない。

【参 考】

山形県の令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の算定対象となった会計及び団体（以下「算定対象会計等」という。）は、以下のとおりである。

会計	算定対象会計等	健全化判断比率等				
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率(※)
一般会計等	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	公債管理特別会計					
	市町村振興資金特別会計					
	母子父子寡婦福祉資金特別会計					
	小規模企業者等設備導入資金特別会計					
	農業改良資金特別会計					
	沿岸漁業改善資金特別会計					
林業改善資金特別会計						
公営事業	国民健康保険特別会計					
公営企業(法適)	電気事業会計					資金不足比率(※)
	工業用水道事業会計					
	公営企業資産運用事業会計					
	水道用水供給事業会計					
	病院事業会計					
公営企業(法非適)	土地取得事業特別会計					
	流域下水道事業特別会計					
	港湾整備事業特別会計					
事務組合等	置賜広域病院企業団（一部事務組合）					
地方公社・第三セクター等	山形県道路公社					
	山形県土地開発公社					
	山形県公立大学法人 (旧 公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学)					
	公立大学法人 山形県立保健医療大学					
	地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構					
	公益財団法人 山形県企業振興公社					
	公益財団法人 やまがた農業支援センター					
	公益財団法人 山形県林業公社					
	山形県信用保証協会					
早期健全化基準 (資金不足比率については、経営健全化基準)		3.75%	8.75%	25%	400%	20%
財政再生基準		5%	15%	35%		

(※)資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定